

第6章 施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)

本書の第1章 第6節の機能見直しの基本的な考え方に基づく検討内容については、78の施設分類ごとと下記の「【図表9 再掲】見直しの方向性検討シート」に整理し、2020（平成32）年度に予定している（仮称）公共施設マネジメント計画の策定に向けて、適時適切な情報提供や意見聴取における活用を含めて、今後における個別施設の在り方、方向性の検討などに活用していきます。

【図表9 再掲】見直しの方向性検討シート(例)

施設名称		所在地		建設年度				
市役所庁舎		小島町2丁目35番地1		1971				
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○地方自治法 〔事務所の設置又は変更〕 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 ○調布市の事務所の位置条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定により、調布市役所の位置を次のとおり定める。 東京都調布市小島町2丁目35番地1						
	提供サービス	「戸籍・住民票・印鑑登録」「健康保険・年金」「税金」「ごみ・リサイクル」「交通・駐輪場」「住まい」「下水道・ライフライン」「消費・生活」「地域活動・市民活動」「人権・平和」等						
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中	民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性		過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	事務所機能	○	○	○	↑	↑	→	↓
	窓口機能	○	○	○	↑	→	→	→
	相談機能	○	○	○	↑	↑	↑	→
	議会機能	○	○	△	○	→	→	→
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性・適時性	市民意識 (優先取組施設)	市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
見直しの方向性	<p><現市庁舎について></p> <ul style="list-style-type: none"> 来庁者の安全性・利便性の確保のほか、庁舎機能を維持した中での免震改修工事を着実に推進する。【方針②】 今後30年程度の使用を前提とした計画的な維持保全について、行革プラン2019に位置付けたうえで検討、推進する。【方針②】 <p><将来的な市庁舎の更新検討></p> <ul style="list-style-type: none"> 更新後に必要とされる面積規模を確保できる場所としては、現状では現敷地が最有力地となることを踏まえ、将来的な市庁舎更新に向けて、現敷地における効率的な建替方法などの検討に取り組む。【方針①】 財源確保方策としての新たな基金の設置に向け、必要な機能や整備手法など、行革プラン2019に位置付けたうえで検討に取り組む。【方針①②】 							
	①当面維持 ②改善 ③移転	I期	II期	III期				
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討	①	①	①				

市民サービス・機能の整理

施設分類ごと、設置目的や現状で提供している市民サービスやサービスを提供するための施設機能を把握、整理（12頁参照）

機能見直しの視点に基づく整理

施設分類ごと、公共施設の持つ機能を38に分類し、

- ①市民サービス提供の視点
- ②民間活力の活用の視点
- ③ICT等活用の視点
- ④市民ニーズの視点

の4つの機能見直しの視点による整理（12-14頁参照）

公共施設マネジメントの取組時期

施設分類ごと、

- ・防災上の位置付け
- ・市民生活への影響
- ・基本計画上の位置付け・関連等
- ・緊急性・適時性
- ・市民意識（優先取組施設・利用状況）

の6つの検討項目を踏まえ、施設分類ごとの公共施設マネジメントの取組時期を総合的に検討（15頁参照）

施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)

機能見直しの視点に基づく整理や取組時期の検討を踏まえて、（仮称）公共施設マネジメント計画における26年間の計画期間での取組について検討します。計画期間における取組検討に基づき、I期からIII期までの期ごとに、「①当面維持」「②改善」「③移転」「④縮小」「⑤廃止」「⑥継続して検討」のうちいずれか、もしくは複数を今後の見直しの方向性・検討の視点として検討します。（16頁参照）

方向性	具体的な方向性(例)
①当面維持	適切な部位改修を実施しつつ長寿命化
②改善	改築もしくは、改修を実施したうえで長寿命化
③移転	集約・複合化による機能移転
④縮小	サービス需要の低下などに伴う機能縮小
⑤廃止	集約・複合化による機能廃止
⑥継続して検討	適切な部位改修を実施しつつ今後の方向性を検討

※見直しの方向性・検討の視点が総合管理計画の基本方針の1から3までのどれに該当するのかについて【方針①】【方針②】【方針③】で記載しています。

第6章 施設分類ごとの見直しの方向性（検討の視点）

【施設分類一覧】 ※全市対応の施設分類＝全，地域対応の施設分類＝地，その他の施設分類＝他

区分	施設名称	施設分類番号	掲載頁	区分	施設名称	施設分類番号	掲載頁
全	市役所庁舎	No 1	29	全	グリーンホール	No40	65
全	ごみ対策課事務所	No 2	30	全	せんがわ劇場	No41	66
他	歴史資料整理室	No 3	30	全	郷土博物館	No42	67
全	神代出張所	No 4	31	全	郷土博物館分室	No43	68
全	クリーンセンター	No 5	32	他	文化財資料室	No44	68
全	教育会館	No 6	33	全	深大寺水車館	No45	69
他	庁舎外庁用駐車場	No 7	34	他	博物館収蔵資料保管庫	No46	69
地	保育園	No 8	35	全	武者小路実篤記念館	No47	70
地	児童館・学童クラブ	No 9	36・37	地	公民館	No48	71
地	小学校併設型学童クラブ	No10	38	全	中央図書館	No49	72
地	単独設置型学童クラブ	No11	39	地	図書館分館等	No50	73
地	青少年ステーション (CAPS)	No12	40	地	ユーフォープレイルーム	No51	74
全	子ども発達センター	No13	41	全	青少年交流館	No52	75
全	子ども家庭支援センター すこやか	No14	42	全	八ヶ岳少年自然の家	No53	75
地	共同実施型家庭内の保育施設 (ちいはぐ・仙川)	No15	43	全	多摩川自然情報館	No54	76
全	ちょうふの里	No16	44	地	佐須農 ^{みのり} の家	No55	76
全	国領高齢者在宅サービス センター	No17	45	全	総合体育館	No56	77
全	入間町地域密着型認知症 デイサービス	No18	46	他	総合体育館第2駐車場	No57	78
全	シルバーピア	No19	47	全	西調布体育館	No58	78
地	老人憩の家	No20	48	全	市民大町スポーツ施設	No59	79
地	ふれあい給食室等	No21	49	全	市民プール	No60	80
全	総合福祉センター	No22	50	全	屋外運動施設	No61	81
全	知的障害者援護施設	No23	51	地	学校の体育施設	No62	82
全	デイセンターまなびや	No24	51	地	消防団機械器具置場	No63	83
全	希望の家・希望の家分場	No25	52	他	被災者一時宿泊施設大型 備蓄倉庫	No64	84
全	障害福祉サービス施設	No26	52	地	防災備蓄倉庫	No65	84
全	障害者地域生活・就労支援 センターちょうふだぞう	No27	53	他	災害対策用資材倉庫	No66	85
全	知的障害者援護施設 すまいる分室	No28	53	地	自転車等駐車場	No67	86・87
全	知的障害者グループホーム	No29	54	全	自転車等保管所	No68	87
全	こころの健康支援センター	No30	55	全	子ども交通教室	No69	88
全	健康活動ひろば	No31	56	全	国領駅南口市営駐車場	No70	88
全	医療ステーション	No32	56	全	市民プラザあくろす	No71	89
全	シルバー総合センター	No33	57	全	市民プラザあくろす 男女共同参画推進センター	No72	90
地	地域福祉センター	No34	58	全	市民プラザあくろす 産業労働支援センター	No73	91
地	ふれあいの家	No35	59	全	市民プラザあくろす 市民活動支援センター	No74	92
全	市営住宅	No36	60	全	第七中学校不登校特例校分 教室「はしうち教室」・ 適応指導教室「太陽の子」	No75	93
地	小学校	No37	61・62	他	仙川中継ポンプ場	No76	93
地	中学校	No38	63	全	利再来留（リサイクル）館	No77	94
全	文化会館たづくり	No39	64	他	資材倉庫	No78	95

第1節 事務所施設

(1) 庁舎等

No.1

施設名称		所在地		建設年度					
市役所庁舎		小島町2丁目35番地1		1971					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○地方自治法 [事務所の設置又は変更] 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 ○調布市の事務所の位置条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定により、調布市役所の位置を次のとおり定める。 東京都調布市小島町2丁目35番地1							
	提供サービス	「戸籍・住民票・印鑑登録」「健康保険・年金」「税金」「ごみ・リサイクル」 「交通・駐輪場」「住まい」「下水道・ライフライン」 「消費・生活」「地域活動・市民活動」「人権・平和」等							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	事務所機能	○	○	○	○	↑	↑	→	↓
	窓口機能	○	○	○	○	↑	→	→	↓
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→
	議会機能	○	○	△	○	→	→	→	→
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
見直しの方向性	<現市庁舎について> ・来庁者の安全性・利便性の確保のほか、庁舎機能を維持した中での免震改修工事を着実に推進する。【方針②】 ・今後30年程度の使用を前提とした計画的な維持保全について、行革プラン2019に位置付けたうえで検討、推進する。【方針②】 <将来的な市庁舎の更新検討> ・更新後に必要とされる面積規模を確保できる場所としては、現状では現敷地が最有力地となることを踏まえ、将来的な市庁舎更新に向けて、現敷地における効率的な建替方法などの検討に取り組む。【方針①】 ・財源確保方策としての新たな基金の設置に向け、必要な機能や整備手法など、行革プラン2019に位置付けたうえで検討に取り組む。【方針①②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転		I期		II期		III期		
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討		①		①		①		

【参考】2020（平成32）年度に策定予定の（仮称）公共施設マネジメント計画における年度区分

I期：10年【2021（平成33）年度～2030（平成42）年度】

II期：8年【2031（平成43）年度～2038（平成50）年度】

III期：8年【2039（平成51）年度～2046（平成58）年度】

N o 2

施設名称		所在地				建設年度			
ごみ対策課事務所		布田4丁目20番地2				—			
市民サービス・機能	設置目的根拠	ごみ対策課事務所の確保							
	提供サービス	ごみ対策課事務							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
事務所機能		○	○	○	○	↑	↑	→	↓
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	◎	◎	○	—		—	
見直しの方向性	・他の周辺公共施設等への機能移転を検討する。【方針①】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			⑥	I期⑥に基づく方向性				

N o 3

施設名称		所在地				建設年度			
歴史資料整理室		小島町2丁目36番地4				—			
市民サービス・機能	設置目的根拠	歴史資料保管場所の確保							
	提供サービス	歴史資料保管							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
歴史資料整理機能		○	○	○	○	→	→	→	↓
倉庫機能		△	△	○	△	↑	→	↓	↓
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	△	△	—		—	
見直しの方向性	・他の周辺公共施設等への機能移転を検討する。【方針①】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			⑥	I期⑥に基づく方向性				

(2) 神代出張所

No. 4

施設名称		所在地				建設年度				
神代出張所		西つつじヶ丘3丁目19番地1				1964				
市民サービス・機能	設置目的根拠	<p>○地方自治法 〔支庁・地方事務所等の設置〕 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>○調布市役所出張所設置条例 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため出張所を設置する。</p>								
	提供サービス	「戸籍・住民票・印鑑登録」などに関する手続								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘	
	窓口機能	○	○	○	○	↗	→	→	↘	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
見直しの方向性	<p>・代替機能の確保に当たっては、現行業務のほか、マイナンバー制度の動向や住民票等のコンビニ交付の状況を踏まえ、市民サービス向上の観点から、付加機能について整理する。【方針①】</p> <p>・機能移転後の跡地活用については、隣接するつつじヶ丘児童館及びつつじヶ丘児童館ホールの機能の在り方・方向性と一体的に検討するほか、周辺施設の集約・複合化、多機能化の視点も含め多角的に検討する。【方針①】</p>									
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討	I期		II期		III期				
		③		①		①				

(3) クリーンセンター

N o 5

施設名称		所在地		建設年度						
クリーンセンター		深大寺東町7丁目47番地1		1992						
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市クリーンセンターの管理に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、調布市が有する資源物の選別設備、保管場所等の管理について必要な事項を定めることを目的とする。								
	提供サービス	調布市が有する資源物の選別設備、保管場所等の管理 粗大ごみの持込								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○:高 △:中		民間活力 活用の視点 ○:高 △:中	ICT等 活用の視点 ○:高 △:中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~			
	事務所機能	○	○	○	○	↑	↑	→	↓	
	ごみ処理機能	○	○	○	△	↑	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	II期以降	◎	◎	◎	○	◎		-		
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターは旧二枚橋衛生組合焼却場跡地へ移転し、関連する機能を集約するとともに、民間活力の活用を図る。【方針①③】 <参考> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンター移転後の跡地活用については、地域ニーズを踏まえながら、高齢者の社会参加や生きがづくり、健康づくりの場の確保のほか、多世代交流に資する機能を有する施設整備に向け、民間活力の活用を軸に引き続き取組を進める。【方針①③】 ・クリーンセンター跡地活用事業については、総合管理計画に基づく、官民連携及び公共施設の集約・複合化のモデル事業として、深大寺老人憩の家の機能移転を検討する。【方針①③】 									
	①当面維持 ②改善 ③移転				I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討				①	①	①			

(4) 教育会館

N o 6

施設名称		所在地		建設年度					
教育会館		小島町2丁目36番地1		2008					
市民サービス・機能	設置目的根拠	<p>○調布市教育会館条例 第1条 調布市における教育の充実及び振興を図るため、調布市教育会館(以下「教育会館」という。)を調布市小島町2丁目36番地1に設置する。 第2条 教育会館は、次の各号に掲げる教育機関をもって構成する。 (1) 調布市教育センター (2) 調布市教育相談所 2 前項に規定するもののほか、教育会館に別表に定める会議室を置く。 ○調布市教育委員会事務局設置規則 調布市教育委員会事務局は、東京都調布市小島町2丁目36番地1にこれを設置する。</p>							
	提供サービス	<p>児童・生徒の就学、転学手続、社会教育関係団体の登録、教育相談、会議室の貸出しなど</p>							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○:高 △:中		民間活力活用の視点 ○:高 △:中	ICT等活用の視点 ○:高 △:中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来(中期) 2023~30	将来(長期) 2031~
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘
	窓口機能	○	○	○	○	↗	→	→	↘
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
相談機能	○	○	○	○	↗	↗	↗	→	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識(優先取組施設)		市民意識(利用状況)	
	Ⅱ期以降	◎	◎	○	△	◎		△	
見直しの方向性	<p>・当面は適切な維持保全を実施しながら、将来的な教育会館の在り方・方向性について、多角的に検討する。【方針②】</p>								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
			①	①	①				

第2節 その他事務所施設

No.7

施設名称		所在地		建設年度					
庁舎外庁用駐車場（20 台分）		小島町2丁目19番地3の内, 6		—					
庁舎外庁用駐車場（10 台分）		小島町3丁目62番地8		—					
庁舎外庁用駐車場（18 台分）		小島町1丁目20番地5		—					
庁舎外庁用駐車場（16 台分）		小島町3丁目58番地18, 19, 20		—					
市民サービス・機能	設置目的根拠	庁用車の駐車場所の確保							
	提供サービス	庁用車駐車場							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	駐車場機能	○	△	○	○	→	→	↘	↘
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	△	△	—		—	
見直しの方向性	・電動自転車や公共交通機関など代替の移動手段の活用による庁用車の台数と駐車スペースの縮減を検討する。【方針①】								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討	I期		II期		III期			
		⑥		I期⑥に基づく方向性					

第3節 児童福祉施設

公私連携型保育所とは、児童福祉法の規定に基づく協定を市と締結することで、協定に基づく調布市の関与がある中で、公私連携法人として指定を受けた法人が運営する私立保育所のこと

(1) 保育園

N o 8

施設名称		所在地		建設年度					
下布田保育園		布田2丁目27番地4		1974					
仙川保育園		仙川町1丁目21番地5		2007					
金子保育園		西つつじヶ丘4丁目16番地7		1989					
上石原保育園		上石原2丁目8番地3		1999					
第五保育園		国領町3丁目12番地1		1968					
深大寺保育園		深大寺北町3丁目31番地8		2003					
神代保育園		西つつじヶ丘1丁目40番地5		1971					
宮の下保育園		上石原3丁目34番地10		1971					
富士見保育園		富士見町2丁目3番地26		1973					
東部保育園		若葉町1丁目29番地21		1974					
上布田保育園		調布ヶ丘1丁目20番地1		1987					
ひまわり保育園		小島町2丁目53番地5 アルソスコート調布101		2003					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○児童福祉法 第35条3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。 ○調布市立保育園条例 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により、調布市立保育園を設置する。							
	提供サービス	保育							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	保育機能	○	△	○	△	↑	↑	↑	→
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		-	
見直しの方向性	・「調布市公立保育園における民間活力の活用方針」に基づき、公立保育園について、 <u>公私連携型保育所制度</u> による民設民営保育園への移行を検討し、推進する。【方針①】 ・公私連携型保育所制度を導入した場合、運営費補助のほか、老朽化に関する大規模改修や改築について、条件により国・都の補助金を確保できる場合がある。そのため、他の公共施設と複合化している園については、施設ごとの実情を踏まえた中で、必要に応じて他機能の移転による保育園の単独施設化を検討する。【方針①②③】 ・公設公営保育園として継続する園については、当面、適切な維持保全を実施しつつ、「調布市公立保育園における民間活力の活用方針」に基づく取組を検証しつつ、未就学児数の推移を見据えたうえで、長期的視点で今後の方向性・在り方を検討する。【方針①②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ⑤※ ⑥		① I期⑥に基づく方向性			

※⑤廃止については、公私連携型保育所制度の活用による、公立保育園の民設民営園への移行

(2) 児童館・学童クラブ

N o 9

施設名称		所在地	建設年度
つつじヶ丘児童館・学童クラブ		西つつじヶ丘3丁目19番地1	1964
東部児童館・学童クラブ		若葉町1丁目29番地21	1974
国領児童館・学童クラブ		国領町3丁目8番地15	—
多摩川児童館・学童クラブ		多摩川5丁目1番地2	1977
深大寺児童館・学童クラブ		深大寺東町5丁目14番地1	1978
富士見児童館・学童クラブ		富士見町1丁目8番地1	—
佐須児童館・学童クラブ		佐須町4丁目42番地2	1981
西部児童館・学童クラブ		上石原3丁目21番地6	1982
緑ヶ丘児童館・学童クラブ		緑ヶ丘2丁目20番地16	1983
調布ヶ丘児童館・学童クラブ		調布ヶ丘2丁目36番地1	1984
染地児童館・学童クラブ		染地2丁目41番地12	1991
市民サービス・機能	設置目的 根拠	<p>1 児童館 ○児童福祉法 第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。 ○調布市児童館条例 第1条 児童の文化の向上及び健全育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童館を設置する。</p> <p>2 学童クラブ ○児童福祉法 第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。 ○調布市立学童クラブ条例 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業等を行うため、調布市立学童クラブを設置する。</p> <p>3 子育てひろば ○調布市子育てひろば実施要綱 第1 この要綱は、地域において子育て中の保護者及びこれから子育てを始める保護者に対し、子育てに関する相談等を行うことにより、子育てに対する不安の解消を図るとともに子どもの健全な育成を支援し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。</p>	
	提供 サービス	<p>1 児童館 (1) 児童の文化向上及び健全育成に関する事業（①資料の収集および利用 ②行事、講座の開催 ③サークル活動の指導、奨励 ④図書の閲覧及び絵画、写真等の展示 ⑤ボランティアの育成及び活動支援） (2) (1)の事業に支障を及ぼさない範囲におけるホール、集会室等の貸出</p> <p>2 学童クラブ (1) 放課後児童健全育成事業（①放課後児童の健康管理、安全確保 ②遊びの活動への意欲、態度の形成 ③遊びを通しての自主性、社会性等の形成 ④放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡等） (2) 放課後児童健全育成事業を利用するため学童クラブに通う障害児等の通学する小学校等と学童クラブとの間の送迎</p> <p>3 子育てひろば 子育て中や妊娠中の方を対象に「心豊かに健やかな子育て」を支援する場として実施 赤ちゃんひろば、幼児ひろば、子育て相談、季節行事、医師・保健師による講座など</p>	

機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
	行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～	
機能の整理	健全育成機能	○	△	○	△	↗	↗	↗	→
	保育機能	○	△	○	△	↗	↗	↗	→
	交流機能	△	△	○	△	→	→	↗	↗
	相談機能	○	○	○	○	↗	↗	↗	→
	居場所機能	△	△	○	△	→	↗	↗	↗
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		○	
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「調布市児童館のあり方検討委員会」からの報告を踏まえ、子どもや子育て家庭の多様なニーズへの対応や不登校、見えない貧困など、子どもを取り巻く様々な課題に対応し、限られた経営資源の中で児童館に必要とされる機能・役割を持続的に提供していくため、行革プラン2019に位置付けたうえで、児童館の今後の在り方や運営に関する考え方の整理に基づく、民間活力の活用などによる取組を検討し、推進する。【方針③】 ・児童館に併設している学童クラブについては、児童数の推移を見据えたうえで、小学校の増改築・改修の際に、順次、小学校に機能を移転していくことを検討する。【方針①】 ・つつじヶ丘児童館及びつつじヶ丘児童館ホール機能における今後の在り方・方向性については、隣接する神代出張所の機能移転後の跡地活用と一体的に検討するほか、周辺施設の集約・複合化、多機能化の視点も含め検討する【方針①】 								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ② ③		① ③		① ③	

(3) 小学校併設型学童クラブ

No.10

施設名称		所在地		建設年度					
第一小学校学童クラブ		小島町1丁目8番地1		2010					
第二小学校学童クラブ		国領町4丁目19番地45		2007					
第三小学校学童クラブ		上石原2丁目19番地13		2004					
深大寺小学校学童クラブ		深大寺元町5丁目16番地14		2007					
染地小学校学童クラブ		染地3丁目1番地81		1966					
北ノ台小学校学童クラブ		深大寺北町2丁目41番地1		2012					
多摩川小学校学童クラブ		多摩川3丁目21番地1		1970					
国領小学校学童クラブ		国領町8丁目1番地86		2009					
布田小学校学童クラブ		染地1丁目1番地100		2005					
調和小学校学童クラブ		西つつじヶ丘4丁目22番地6		2002					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市立学童クラブ条例 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業等を行うため、調布市立学童クラブを設置する。							
	提供 サービス	1 放課後児童健全育成事業（①放課後児童の健康管理，安全確保②遊びの活動への意欲，態度の形成③遊びを通しての自主性，社会性等の形成④放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡等） 2 放課後児童健全育成事業を利用するため学童クラブに通う障害児等の通学する小学校等と学童クラブとの間の送迎							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	保育機能	○	△	○	△	↑	↑	↑	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		-	
見直しの 方向性	・小学校施設における取組と併せて、適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ②※	① ②※	① ②※			

※②改善については、学校施設における取組と連動

(4) 単独設置型学童クラブ

No 11

施設名称		所在地		建設年度						
なないろ第1学童クラブ		多摩川1丁目15番地2		2007						
なないろ第2学童クラブ		多摩川1丁目15番地2		2007						
ふじみだい学童クラブ		小島町3丁目32番地10		2008						
おおまち第1学童クラブ		菊野台3丁目27番地38		2008						
おおまち第2学童クラブ		菊野台3丁目27番地38		2008						
わいわい学童クラブ		国領町7丁目11番地2		2008						
わかば学童クラブ		若葉町3丁目1番地25		2008						
うえのはら第1学童クラブ		柴崎2丁目8番地8		2012						
うえのはら第2学童クラブ		柴崎2丁目8番地8		2012						
しもふだ学童クラブ		布田2丁目3番地1		-						
かしの学童クラブ		佐須町2丁目19番地11		2016						
はなばたけ第1学童クラブ		深大寺北町5丁目9番地1		2016						
はなばたけ第2学童クラブ		深大寺北町5丁目9番地1		2016						
しばさき公園北第1学童クラブ		柴崎2丁目33番地1		2016						
しばさき公園北第2学童クラブ		柴崎2丁目33番地1		2016						
かみふだ第1学童クラブ		調布ヶ丘1丁目6番地1		2017						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市立学童クラブ条例 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業等を行うため、調布市立学童クラブを設置する。								
	提供 サービス	1 放課後児童健全育成事業（①放課後児童の健康管理，安全確保②遊びの活動への意欲，態度の形成③遊びを通しての自主性，社会性等の形成④放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡等） 2 放課後児童健全育成事業を利用するため学童クラブに通う障害児等の通学する小学校等と学童クラブとの間の送迎								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～			
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		-		
見直しの 方向性	・児童数の推移を見据えたうえで、小学校の増改築・改修の際には、順次、機能移転していくことを検討する。【方針①】									
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討				I期 ① ⑥		II期 ① I期⑥に基づく方向性		III期	

(5) その他の児童福祉施設

No 12

施設名称		所在地		建設年度						
青少年ステーション（CAPS）		上石原1丁目36番地2		—						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	<p>○児童福祉法 第35条第3項 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。</p> <p>○調布市青少年ステーション条例 第1条 中学生や高校生の世代を中心とした青少年の居場所として、芸術、文化、スポーツ等の自主的な活動を行うことのできる場を提供することにより、青少年の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により、調布市青少年ステーションを調布市上石原1丁目36番地2に設置する。</p>								
	提供サービス	1 各種講座の実施 2 自主活動・サークル活動の支援 3 ボランティアの育成及び活動の支援 4 相談事業								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	居場所機能	△	△	○	△	→	↗	↗	↗	
	健全育成機能	○	△	○	△	↗	↗	↗	→	
	相談機能	○	○	○	○	↗	↗	↗	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	△	△	◎	△	◎		△		
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期				
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①				

施設名称		所在地				建設年度			
子ども発達センター		西町 290 番地 49				2009			
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市子ども発達センター条例 第1条 言葉、運動等に係る発達の遅れ又は偏りのある子ども及びそのおそれのある子ども並びにその家族に対し、療育及び子育て支援を行うことにより、これらの子どもの健やかな成長を図るため、調布市子ども発達センターを調布市西町 290 番地 49 に設置する。							
	提供 サービス	1 通園事業：専門療育を必要とする3～5歳児を対象とした通園療育を実施 2 発達支援事業：子どもの年齢や一人ひとりの発達に応じて、個別指導・グループ指導を実施 3 相談事業：発達に遅れやかたよりのある子どもと、子どもの発達に心配のある保護者、子ども施設からの相談に対応 4 保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、緊急一時養護・リフレッシュ支援事業							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	療育機能	○	○	○	△	→	→	→	→
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→
	相談機能	○	○	○	○	↗	↗	↗	→
	保育機能	○	△	○	△	↗	↗	↗	→
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	◎	◎	◎	○	—		—	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】 ・更なる民間活力の活用を検討する。【方針③】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

No 14

施設名称		所在地		建設年度						
子ども家庭支援センターすこやか		国領町3丁目1番地38		2000						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市子ども家庭支援センターすこやか条例 第1条 子どもと家庭に係る相談等の子育て支援事業を行うことにより、子どもの健やかな成長を図るため、調布市子ども家庭支援センターすこやかを調布市国領町3丁目1番地38に設置する。								
	提供 サービス	子どもと家庭に関する総合相談事業、一時預かり事業、児童虐待防止センター事業、産前・産後支援ヘルパー事業、ファミリー・サポート・センター事業、ひろば開放事業、乳幼児交流事業								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→	
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→	
	保育機能	○	△	○	△	↑	↑	↑	→	
	窓口機能	○	○	○	○	↑	→	→	↓	
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→	
	居場所機能	△	△	○	△	→	↑	↑	↑	
	交流機能	△	△	○	△	→	→	↑	↑	
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→		
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	II期以降	◎	◎	◎	○	◎		△		
見直しの 方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期				
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①				

No 15

施設名称		所在地		建設年度					
共同実施型家庭的保育施設（ちいはぐ・仙川）		仙川町2丁目10番地63		2012					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○児童福祉法 第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。							
	提供 サービス	家庭的保育							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	保育機能	○	△	○	△	↑	↑	↑	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	◎	○	—		—	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	Ⅱ期	Ⅲ期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

第4節 老人福祉施設

(1) 高齢者施設

No 16

施設名称		所在地		建設年度					
ちょうふの里		西町 290 番地 5		1995					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	<p>○老人福祉法 第 15 条 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 16 条第 2 項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>○介護保険法 第 115 条の 46 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。</p> <p>2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。</p> <p>○調布市ちょうふの里条例 第 1 条 高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 の規定により、調布市ちょうふの里を調布市西町 290 番地 5 に設置する。</p> <p>第 2 条 調布市ちょうふの里は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。 (1) 法第 15 条第 3 項の規定による特別養護老人ホームちょうふの里 (2) 法第 15 条第 2 項の規定による高齢者在宅サービスセンターちょうふの里 (3) 介護保険法第 115 条の 46 第 2 項の規定による地域包括支援センターちょうふの里</p>							
	提供サービス	<p>1 特別養護老人ホーム 2 高齢者在宅サービスセンター（短期入所生活介護事業、通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業）、入浴サービス、配食サービス 3 地域包括支援センター</p>							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT 等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	特養機能	○	△	○	○	↑	↑	↑	↑
	介護機能	△	△	○	○	↑	↑	↑	↑
支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II 期以降	◎	◎	◎	○	◎		—	
見直しの 方向性	<p>・長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全について、整備手法も含め検討する。 【方針②③】</p>								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I 期	II 期	III 期			
			①	①	①				

施設名称		所在地		建設年度					
国領高齢者在宅サービスセンター		国領町3丁目8番地1		1996					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	<p>○調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例</p> <p>第1条 高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定により、調布市国領高齢者在宅サービスセンター（以下「国領センター」という。）を調布市国領町3丁目8番地1に設置する。</p> <p>第2条 国領センターは、法第15条第2項の規定による高齢者在宅サービスセンター及び介護保険法第115条の46第2項の規定による地域包括支援センターをもって構成する。</p>							
	提供サービス	<p>1 介護保険サービス（通所介護・介護予防通所介護、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）</p> <p>2 地域包括支援センター</p>							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	介護機能	△	△	○	○	↗	↗	↗	↗
	介護予防機能	△	△	○	○	→	↗	↗	↗
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	◎	○	◎		—	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①	

施設名称		所在地		建設年度				
人間町地域密着型認知症デイサービス		人間町3丁目22番地5		2007				
市民サービス・機能	設置目的根拠	○介護保険法 第8条18 この法律において「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であって、認知症であるものについて、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。						
	提供サービス	1 調布市指定地域密着型サービス事業 2 調布市指定地域密着型介護予防サービス事業						
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向		
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性	過去 ~2012	現在 2013~22	将来(中期) 2023~30	将来(長期) 2031~	
	介護機能	△	△	○	○	↑	↑	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識(優先取組施設)		市民意識(利用状況)
	II期以降	○	◎	◎	○	◎		—
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】							
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期		
			①	①	①			

(2) シルバーピア

No 19

施設名称		所在地		建設年度					
シルバーピア深大寺		深大寺北町5丁目35番地26		1990					
シルバーピア柴崎		柴崎1丁目46番地1		1992					
シルバーピアせせらぎ		国領町7丁目29番地1		2013					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市高齢者住宅条例 第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）その他別に定めるものを除くほか、調布市高齢者住宅（以下「高齢者住宅」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 第3条 住宅に困窮する高齢者の生活の安定を図り、社会福祉の増進に寄与するため、高齢者住宅を設置する。							
	提供サービス	高齢者を対象とした共同住宅の賃貸							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	住宅機能	△	△	○	△	↑	↑	↑	↑
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	○	○	◎		-	
見直しの方向性	・当面は、現在の借上げ方式によるサービス提供を継続しつつ、民間賃貸住宅への入居支援や空き家活用を含め、代替手段を多角的に検討する。【方針①】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			⑥		Ⅰ期⑥に基づく方向性			

(3) その他の老人福祉施設

N o 2 0

施設名称		所在地		建設年度						
布田老人憩の家		布田5丁目50番地1		1963						
深大寺老人憩の家		深大寺元町2丁目17番地30		1971						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市老人憩の家条例 第1条 老人の福祉の増進を図るため、調布市老人憩の家を設置する。								
	提供 サービス	個人利用日（月・水・金曜日）は入浴サービスを実施 団体利用日（火・金・土曜日）は老人クラブ等の団体にカラオケや趣味活動を行う実施場所の提供								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	健康づくり 機能	△	△	○	○	→	↑	↑	↑	
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓	
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	I期	◎	△	◎	◎	◎		△		
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化等を踏まえ、深大寺老人憩の家については、クリーンセンター跡地活用事業に伴い機能移転を検討するとともに、布田老人憩の家については、今後の方向性を検討する。【方針①】 機能移転の際には、提供するサービスの見直しと併せて、運営方法について民間活力を活用した見直しを検討する。【方針①③】 									
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期		
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ③ ⑥		① I期⑥に基づく方向性				

施設名称		所在地		建設年度					
ふれあい給食室（染地）		染地3丁目1番地81		1966					
ふれあい給食室（緑ヶ丘）		緑ヶ丘2丁目16番地1		1965					
ふれあい健康ルーム（石原）		富士見町1丁目37番地1		1981					
ふれあい給食室（北ノ台）		深大寺北町2丁目41番地1		1979					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市ふれあい給食事業実施要綱 第1（目的） この要綱は、ひとりぐらし高齢者等に対し、小学校内のふれあい給食室において、学校給食の提供をとおして高齢者の健康の維持及び児童や地域社会との交流を行う調布市ふれあい給食事業を実施することにより、当該高齢者の孤独感の解消及び介護予防を図るとともに高齢者福祉の増進に資することを目的とする。							
	提供 サービス	学校給食の会食、健康体操・書道・絵手紙・音楽（歌）等の趣味活動、児童や地域の人との交流							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
取組時期	健康づくり 機能	△	△	○	○	→	↑	↑	↑
	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
見直しの 方向性	II期以降	△	△	◎	○	◎		△	
	・学校施設における対応と併せて、長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。 【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
				① ②※	① ②※	① ②※			

※②改善については、学校施設における取組と連動

第5節 社会福祉施設

(1) 総合福祉センター

N o 2 2

施設名称		所在地		建設年度					
総合福祉センター		小島町2丁目47番地1		1982					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市総合福祉センター条例 第1条 高齢者及び心身に障害のある者の在宅福祉活動を推進し、地域福祉の増進を図るため、調布市総合福祉センターを調布市小島町2丁目47番地1に設置する。							
	提供 サービス	1 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス 2 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターが行う事業 3 老人福祉法第10条の4第1項第2号に掲げる便宜の供与及び同法第20条の7に規定する老人福祉センターが行う事業 4 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護 5 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに掲げる第1号通所事業 6 施設の利用に関する事業 7 市長が必要と認めた事業							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘
	相談機能	○	○	○	○	↗	↗	↗	→
	リハビリ機能	△	△	○	○	→	→	→	→
	介護機能	△	△	○	○	↗	↗	↗	↗
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
	健康づくり 機能	△	△	○	○	→	↗	↗	↗
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		△	
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、引き続き、移転・更新を見据えた事業内容の精査や、施設機能の在り方に関する検討に取り組む。【方針①】 ・今後の移転・更新を見据えて、利用者の利便性の確保及び安定的・継続的な福祉サービスの提供に配慮しながら、行革プラン2019に位置付けたうえで一定の方向性を定める。併せて、周辺福祉施設の機能見直しや民間活力の活用を視野に入れた施設整備案や移転候補地について多角的に検討しながら、施設整備に関する考え方を整理したうえで整備方針を策定し、整備に向けた取組を進める。【方針①③】 								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討	I期		II期		III期			
		② ③		①		①			

(2) 障害者福祉施設

N o 2 3

施設名称		所在地		建設年度						
知的障害者援護施設		西町 290 番地 4		1999						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市知的障害者援護施設条例 第1条 知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入所による介護、通所による創作的活動及び就労の機会の提供等を行い、もって地域の障害者福祉の増進に資するため、調布市知的障害者援護施設を調布市西町 290 番地 4（次条に規定するすまいる分室にあっては、調布市国領町 3 丁目 19 番地 1）に設置する。								
	提供 サービス	1 なごみ 施設入所支援、生活介護、短期入所、在宅障害者ショートステイ 2 そよかぜ 生活介護 3 すまいる 生活介護、就労継続支援（すまいる）、就労移行支援（すまいる分室）								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～	
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→	
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	◎	◎	◎	○	◎		-		
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期		
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①		

N o 2 4

施設名称		所在地		建設年度						
デイセンターまなびや		西町 290 番地 47		2006						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市デイセンターまなびや条例 第1条 心身に障害があり介護を要する者の地域での生活を支援し、もって地域の障害者福祉の増進に資するため、調布市デイセンターまなびやを調布市西町 290 番地 47 に設置する。								
	提供 サービス	生活介護事業、日帰り介護事業								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT 等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～	
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→	
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	○	◎	◎	○	◎		-		
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期		
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①		

N o 2 5

施設名称		所在地		建設年度					
希望の家		富士見町2丁目16番地33		1983					
希望の家分場		入間町1丁目13番地2		1987					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市希望の家条例 第1条 知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活の介護及び生産活動等の機会の提供を行い、もって地域の障害者福祉の増進に資するため、調布市希望の家（次条に規定する調布市希望の家分場を含む。）を設置する。							
	提供サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	◎	◎	○	◎		—	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

N o 2 6

施設名称		所在地		建設年度					
障害福祉サービス施設		染地3丁目8番地26		1993					
市民サービス・機能	設置目的根拠	重度知的障害者の日中活動の場と福祉就労の場の確保							
	提供サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	○	◎	◎	○	◎		—	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

N o 2 7

施設名称		所在地		建設年度					
障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう		国領町3丁目19番地1		2016					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○障害者の生活支援・就労支援等，各種事業の実施							
	提供サービス	1 調布市市委託事業 障害者相談支援事業，障害者地域活動支援センター事業，障害者就労支援事業，自立支援協議会事業，障害者を地域で支える体制づくり事業（ほか） 2 調布市社会福祉事業団独自事業（行政財産使用許可による） 移動支援事業，特定相談支援事業，一般相談支援事業							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
	支援機能	○	△	○	△	→	→		
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	○	◎	◎	○	◎		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

N o 2 8

施設名称		所在地		建設年度					
知的障害者援護施設すまいる分室		国領町3丁目19番地1		2016					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市知的障害者援護施設条例 第1条 知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，入所による介護，通所による創作的活動及び就労の機会の提供等を行い，もって地域の障害者福祉の増進に資するため，調布市知的障害者援護施設を調布市西町290番地4（次条に規定するすまいる分室にあつては，調布市国領町3丁目19番地1）に設置する。 第2条 援護施設は，次の各号に掲げる名称の施設をもって構成する。 (1)なごみ (2)そよかぜ (3)すまいる（すまいる分室を含む。以下同じ。）							
	提供サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労移行支援，就労定着支援							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~		
	支援機能	○	△	○	△	→	→		
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	○	◎	◎	○	◎		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(3) 障害者グループホーム

N o 2 9

施設名称		所在地		建設年度					
知的障害者グループホームじょい		富士見町4丁目40番地2		2007					
知的障害者グループホームすてっぷ		国領町8丁目1番地57		2003					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市知的障害者グループホーム条例 第1条 知的障害者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助その他の支援を実施するため、調布市知的障害者グループホームを設置する。							
	提供サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助その他の支援							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	支援機能	○	△	○	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	◎	○	◎		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(4) その他の社会福祉施設

No.30

施設名称		所在地		建設年度					
こころの健康支援センター		布田5丁目46番地1		1968					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市こころの健康支援センター条例 第1条 精神障害者の自立及び社会参加への支援その他市民の精神保健の向上を図るため、調布市こころの健康支援センターを調布市布田5丁目46番地1に設置する。							
	提供 サービス	1 精神障害者の福祉及び市民の精神保健に関する相談に関すること 2 精神障害者の社会に適応するための訓練に関すること 3 精神障害者の自立のための支援に関すること 4 精神障害者の社会参加のための支援に関すること 5 精神保健福祉に関する知識の普及及び啓発に関すること 6 団体室の使用に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	相談機能	○	○	○	○	↗	↗	↗	→
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
交流機能	△	△	○	△	→	→	↗	↗	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	○	◎	◎	○	◎		—	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

N o 3 1

施設名称		所在地		建設年度					
健康活動ひろば		布田5丁目46番地1		1968					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市健康活動ひろば条例 第1条 広く市民の健康の保持増進を図るとともに、関係機関等の健康づくりのための活動を援助するため、調布市健康活動ひろばを調布市布田5丁目46番地1に設置する。							
	提供サービス	身体活動をとおして健康づくりを行う市民の団体や関係機関等に対し、支援事業への参加の形で活動の場を提供							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	健康づくり 機能	△	△	○	○	→	↑	↑	↑
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	○	◎	○	◎		△	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
				①	①	①			

N o 3 2

施設名称		所在地		建設年度					
医療ステーション		小島町3丁目68番地10		1994					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市医療ステーション条例 第1条 市民の健康の増進に寄与するため、調布市医療ステーション（以下「医療ステーション」という。）を調布市小島町3丁目68番地10に設置する。 第2条 医療ステーションは、休日夜間急患診療所及び小島町歯科診療所をもって構成する。							
	提供サービス	休日夜間急患診療所（内科小児科系）、小島町歯科診療所（障害者歯科）							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	診療所機能	△	△	○	○	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	○	○	-		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
				①	①	①			

No.33

施設名称		所在地				建設年度			
シルバー総合センター		小島町3丁目87番地4				1987			
市民サービス・機能	設置目的 根拠	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づくシルバー人材センターの運営支援							
	提供 サービス	調布市シルバー人材センター事務所							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	○	○	○	-		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

第6節 コミュニティ施設

(1) 地域福祉センター

№34

施設名称		所在地		建設年度						
金子地域福祉センター		西つつじヶ丘4丁目43番地3		1972						
西部地域福祉センター		上石原2丁目15番地6		1977						
調布ヶ丘地域福祉センター		調布ヶ丘3丁目58番地2		1979						
染地地域福祉センター		染地3丁目3番地1		—						
緑ヶ丘地域福祉センター		緑ヶ丘2丁目18番地49		1982						
菊野台地域福祉センター		菊野台1丁目38番地1		1983						
富士見地域福祉センター		富士見町4丁目15番地6		1984						
下石原地域福祉センター		下石原3丁目72番地1		1985						
入間地域福祉センター		入間町1丁目13番地2		1987						
深大寺地域福祉センター		深大寺北町2丁目40番地1		1990						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市地域福祉センター条例 第1条 地域住民の福祉，文化の向上及び住民相互の連帯ときずなを深め，豊かな地域社会の形成を図るため，調布市地域福祉センターを設置する。								
	提供 サービス	地域コミュニティの活動の拠点となる施設の貸出 貸部屋，談話室，ヘルストロン								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～	
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓	
	コミュニティ 機能	△	△	○	○	→	→	→	→	
	窓口機能	○	○	○	○	↑	→	→	↓	
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→	
	健康づくり 機能	△	△	○	○	→	↑	↑	↑	
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→		
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 ～の影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	◎	○	◎	○	○		◎		
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における配置の実情を踏まえ，施設機能の集約・複合化，多機能化を検討する。 【方針①】 ・マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの住民票等の発行サービスの状況を踏まえ，窓口機能の在り方を検討する。【方針①】 ・小中学校における校舎等の増改築・改修の際には，地域福祉センターをはじめとする周辺施設機能の集約・複合化を検討する。【方針①】 									
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期		
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ⑥		① Ⅰ期⑥に基づく方向性				

(2) ふれあいの家

N o 3 5

施設名称		所在地		建設年度					
八雲台ふれあいの家		八雲台1丁目42番地2		1991					
富士見町ふれあいの家		富士見町3丁目3番地17		1991					
仙川ふれあいの家		仙川町1丁目21番地5		2007					
飛田給ふれあいの家		飛田給1丁目3番地53		2001					
布田駅南ふれあいの家		国領町5丁目76番地3		2010					
東部ふれあいの家		仙川町3丁目3番地38		1986					
野ヶ谷ふれあいの家		深大寺東町7丁目23番地2		1987					
国領ふれあいの家		国領町8丁目1番地59		1981					
西部ふれあいの家		飛田給3丁目53番地1		1991					
下布田ふれあいの家		布田2丁目27番地4		1974					
国領第二ふれあいの家		国領町4丁目15番地28		1997					
上石原ふれあいの家		上石原2丁目8番地3		1999					
佐須ふれあいの家		佐須町4丁目42番地2		2003					
国領駅北ふれあいの家		国領町2丁目5番地15		2004					
小島町ふれあいの家		小島町3丁目56番地1		2011					
大町ふれあいの家		菊野台3丁目27番地39		2008					
染地ふれあいの家		染地3丁目8番地26		1993					
上ノ原ふれあいの家		柴崎2丁目27番地25		2001					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市ふれあいの家条例 第1条 地域の住民相互の心のふれあいと連帯を醸成し、住み良い地域社会を形成するため、調布市ふれあいの家を設置する。							
	提供サービス	地域コミュニティ活動の拠点となる施設の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
	コミュニティ機能	△	△	○	○	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	○	◎	○	○		○	
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営上の課題を踏まえた今後の在り方・方向性について、行革プラン2019に位置付け、検討する。【方針②】 ふれあいを家の機能については、地域の実情を踏まえ、建替え等のタイミングで周辺公共施設への集約・複合化を検討する。【方針①】 								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ⑥		① Ⅰ期⑥に基づく方向性			

第7節 市営住宅

(1) 市営住宅

№36

施設名称		所在地		建設年度					
八雲台市営住宅		八雲台1丁目31番地3		1982					
深大寺市営住宅		深大寺東町2丁目23番地1		1983					
富士見第1市営住宅		富士見町1丁目33番地16		1981					
富士見第2市営住宅		富士見町1丁目40番地1		1989					
山野市営住宅		深大寺北町6丁目42番地1		1992					
調中前市営住宅		富士見町4丁目40番地2		2007					
下石原市営住宅		下石原3丁目30番地2		2004					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市市営住宅条例 第3条 住宅に困窮する者の生活の安定を図り，社会福祉の増進に寄与するため，市営住宅を設置する。							
	提供サービス	共同住宅の賃貸							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	住宅機能	△	△	○	△	↑	↑	↑	↑
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	○	○	○		—	
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施するとともに，民間活力を活用した維持管理運営手法について検討する。【方針②③】 ・住宅確保要配慮者がより公平にサービスを受けられるよう，居住支援協議会の取組（民間賃貸住宅への入居支援）などを通じて，現行の市営住宅のストック等の適正な運用，管理について検討する。【方針①】 								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
			①	①	①				

第8節 小学校

(1) 小学校

No 37

施設名称		所在地		建設年度					
第一小学校		小島町1丁目8番地1		1969					
第二小学校		国領町4丁目19番地1		1975					
第三小学校		上石原2丁目19番地13		1964					
八雲台小学校		八雲台1丁目1番地1		1965					
富士見台小学校		小島町3丁目20番地1		1974					
滝坂小学校		東つつじヶ丘1丁目4番地1		1965					
深大寺小学校		深大寺元町5丁目16番地21		1972					
上ノ原小学校		柴崎2丁目26番地1		1971					
石原小学校		富士見町1丁目37番地1		1971					
若葉小学校		若葉町3丁目17番地5		1959					
緑ヶ丘小学校		緑ヶ丘2丁目16番地1		1965					
染地小学校		染地3丁目1番地81		1966					
北ノ台小学校		深大寺北町2丁目41番地1		1968					
多摩川小学校		多摩川3丁目21番地1		1970					
杉森小学校		染地2丁目25番地4		1971					
飛田給小学校		飛田給3丁目29番地1		1975					
柏野小学校		深大寺南町1丁目1番地1		1978					
国領小学校		国領町8丁目1番地55		1979					
布田小学校		染地1丁目1番地85		1981					
調和小学校		西つつじヶ丘4丁目22番地6		2002					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	<p>○学校教育法 第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第127条において同じ。）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>○調布市立学校設置条例 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定により、小学校及び中学校を設置する。</p>							
	提供 サービス	義務教育							
機能の 整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	学校教育機能	○	○	△	○	↑	↑	↑	→
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	

取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)	市民意識 (利用状況)
	I 期	◎	◎	◎	◎	◎	—
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備方針に基づき、施設の長寿命化を基本として、費用対効果を踏まえた整備手法を多角的に検討するとともに、整備の優先度が高い学校から早期に事業着手する。【方針②】 ・児童数の増加に伴う不足教室対策を行うに当たっては、長期的視点に立った施設整備（校舎の増築及び更新）を検討する。【方針①】 ・学校の敷地は各地域において市民がアクセスしやすい立地にあることに加え、まとまった大規模な市有地であることから、児童数の推移を見据えたうえで、周辺施設の配置や老朽化等の状況も踏まえながら、施設の増改築・改修の際には、周辺施設との複合化・多機能化等を基本として検討する。また、順次、学童クラブの機能を複合化していくことを検討する。【方針①】 ・民間活力を活用した学校施設の維持管理運営手法について検討する。【方針③】 <p>【再掲 単独設置型学童クラブ 39 頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童数の推移を見据えたうえで、小学校の増改築・改修の際には、順次、機能移転していくことを検討する。【方針①】 						
	①当面維持 ②改善 ③移転	I 期	II 期	III 期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討	① ②	① ②	① ②			

第9節 中学校

(1) 中学校

N o 3 8

施設名称		所在地		建設年度					
調布中学校		富士見町4丁目17番地1		1974					
神代中学校		佐須町5丁目26番地1		1972					
第三中学校		染地3丁目2番地7		1960					
第四中学校		若葉町3丁目15番地1		1964					
第五中学校		上石原3丁目27番地1		1969					
第六中学校		国領町3丁目8番地23		1974					
第七中学校		八雲台2丁目16番地1		1976					
第八中学校		仙川町2丁目15番地2		1977					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	<p>○学校教育法 第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第127条において同じ。）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>○調布市立学校設置条例 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定により、小学校及び中学校を設置する。</p>							
	提供サービス	義務教育							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点	ICT等 活用の視点	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	○：高 △：中	○：高 △：中	過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	学校教育機能	○	○	△	○	↑	↑	↑	→
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		—	
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設整備方針に基づき、施設の長寿命化を基本として、費用対効果を踏まえた整備手法を多角的に検討するとともに、整備の優先度が高い学校から早期に事業着手する。【方針②】 生徒数の増加に伴う不足教室対策を行うに当たっては、長期的視点に立った施設整備（校舎の増築及び更新）を検討する。【方針①】 学校の敷地は各地域において市民がアクセスしやすい立地にあることに加え、まとまった大規模な市有地であることから、生徒数の推移を見据えたうえで、周辺施設の配置や老朽化等の状況も踏まえながら、施設の増改築・改修の際には、周辺施設との複合化・多機能化等を基本として検討する。【方針①】 民間活力を活用した学校施設の維持管理運営手法について検討する。【方針③】 								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
			① ②	① ②	① ②				

第10節 文化施設

(1) 文化会館たづくり

N o 3 9

施設名称		所在地		建設年度					
文化会館たづくり		小島町2丁目33番地1		1994					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市文化会館たづくり条例 第1条 市民相互の交流をとおして市民のふれあいと連帯意識の形成を促進するとともに、文化の振興、市民の健康保持増進、情報の提供、防災対策の促進等に寄与するため、調布市文化会館たづくりを調布市小島町2丁目33番地1に設置する。							
	提供サービス	ホール・会議室・学習室等の貸出（中央図書館あり）、展示、講座等の実施							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	文化・生涯 学習機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↓
	健康づくり 機能	△	△	○	○	→	↗	↗	↗
	ホール機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	駐車場機能	○	△	○	○	→	→	↓	↓
	飲食機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 ～の影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期※	◎	△	◎	◎	○		◎	
見直しの 方向性	・長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全・改修について、整備手法も含め検討する。 【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		②		①	

※特定天井の耐震化のほか、空調などの設備改修、屋上防水、外壁改修など、一定規模の維持保全工事の実施を検討

(2) グリーンホール

No.40

施設名称		所在地		建設年度					
グリーンホール		小島町2丁目47番地1		1977					
市民サービス・機能	設置目的の根拠	○調布市グリーンホール条例 第1条 市民の自主的な文化活動の場を提供するとともに、芸術文化活動の振興を図るため、調布市グリーンホールを調布市小島町2丁目47番地1に設置する。							
	提供サービス	芸術文化事業の実施 ホール等の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	ホール機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	文化・生涯学習機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
	飲食機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	△	◎	◎	○		◎	
見直しの方向性	・ホール機能の在り方や規模等の検討を踏まえ、行革プラン2019に位置付けたうえで、総合福祉センター敷地も含めた現敷地全体を最大限活用可能な施設の整備手法やその実施時期等について多角的に検討する。あわせて、民間活力の活用による財政負担の抑制を基本として、今後10年以内を目途とする建替えを見据えた施設整備に関する考え方を整理したうえで整備方針を策定し、整備に向けた取組を進める。【方針①③】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			②	①	①			

(3) せんがわ劇場

No 41

施設名称		所在地		建設年度					
せんがわ劇場		仙川町1丁目21番地5		2007					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市せんがわ劇場条例 第1条 市民の舞台芸術の創造及び発信の拠点とするとともに身近に芸術文化に触れる機会を提供することにより、芸術文化の振興を図るため、調布市せんがわ劇場を調布市仙川町1丁目21番地5に設置する。							
	提供サービス	舞台芸術事業の実施 ホール・リハーサル室の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	ホール機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	文化・生涯 学習機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
	コミュニティ 機能	△	△	○	○	→	→	→	→
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	△	◎	○	○		△	
見直しの 方向性	・運営手法について、指定管理者制度を導入する。【方針③】 ・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

第11節 社会教育施設

(1) 博物館等

N o 4 2

施設名称		所在地		建設年度						
郷土博物館		小島町3丁目26番地2		1973						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	<p>○博物館法 第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>○調布市郷土博物館条例 第1条 市民の郷土に関する教養、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく調布市郷土博物館を調布市小島町3丁目26番地2に設置する。</p>								
	提供 サービス	郷土に関係のある歴史、芸術、民俗等に関する実物、標本、模型、文献、図表その他資料の収集、保管、展示、資料の利用に必要な説明、助言、指導、資料に関する専門的、技術的な調査研究、講演会、研究会等の主催・開催の援助								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～	
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→	
	倉庫機能	△	△	○	△	↗	→	↘	↘	
	展示機能	△	△	○	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	△	△	◎	○	△		△		
見直しの 方向性	<p>・適切な維持保全を実施する。【方針②】</p> <p>・移転及び分室等との集約・複合化と併せて、運営方法の見直しを含め、今後の在り方・方向性を検討する。【方針①③】</p>									
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討				Ⅰ期 ① ⑥		Ⅱ期 ① Ⅰ期⑥に基づく方向性		Ⅲ期	

N o 4 3

施設名称		所在地		建設年度						
郷土博物館分室		布田6丁目61番地		1991						
市民サービス・機能	設置目的根拠	市内の遺跡から発掘された埋蔵文化財の保存								
	提供サービス	学術調査や収蔵品の閲覧・調査等の対応								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性 行政等が	主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→	
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘	
	倉庫機能	△	△	○	△	↗	→	↘	↘	
展示機能	△	△	○	△	→	→	→	→		
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	II期以降	△	△	○	○	-		-		
見直しの方向性	・郷土博物館における今後の在り方・方向性の検討に併せて、分室機能の移転を検討する。それまでの間においては、適切な維持保全を実施する。【方針①②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転				I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討				① ⑥		① I期⑥に基づく方向性			

N o 4 4

施設名称		所在地		建設年度						
文化財資料室		飛田給2丁目45番地4		1983						
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市文化財保護条例 第3条 市は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。								
	提供サービス	文化財の保存								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~	
倉庫機能	△	△	○	△	↗	→	↘	↘		
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	II期以降	△	△	△	△	-		-		
見直しの方向性	・郷土博物館における今後の在り方・方向性の検討に併せて、文化財資料室機能の移転を検討する。それまでの間においては、適切な維持保全を実施する。【方針①②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転				I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討				① ⑥		① I期⑥に基づく方向性			

No 45

施設名称		所在地				建設年度			
深大寺水車館		深大寺元町5丁目10番地6				1992			
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市深大寺水車館条例 第1条 市民の郷土に関する教養及び文化の向上に寄与するため、調布市深大寺水車館を調布市深大寺元町5丁目10番地6に設置する。							
	提供サービス	展示、玄米の精米・そばの実等の製粉							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	文化・生涯 学習機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	△	△	△		○	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

No 46

施設名称		所在地				建設年度			
博物館収蔵資料保管庫		富士見町4丁目26番地1				-			
市民サービス・機能	設置目的根拠	博物館収蔵資料の保存場所の確保							
	提供サービス	博物館収蔵資料の保存							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	倉庫機能	△	△	○	△	↗	→	↘	↘
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	△	△	-		-	
見直しの方向性	・郷土博物館における今後の在り方・方向性の検討に併せて、資料保管（倉庫）機能の移転を検討する。【方針①】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			⑥	I期⑥に基づく方向性				

No. 47

施設名称		所在地		建設年度					
武者小路実篤記念館		若葉町1丁目8番地30		1984					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市武者小路実篤記念館条例 第1条 武者小路実篤の業績を顕彰し，広く市民の教養及び文化の向上に寄与するため，調布市武者小路実篤記念館を調布市若葉町1丁目8番地30に設置する。							
	提供 サービス	「実篤・白樺・新しき村」に関する資料収集，収蔵品の展示，データベースによる情報提供，調査研究，レファレンスの実施							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘
	文化・生涯 学習機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	倉庫機能	△	△	○	△	↗	→	↘	↘
取組時期	展示機能	△	△	○	△	→	→	→	→
	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	◎	△	△		○	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(2) 公民館

N o 4 8

施設名称		所在地		建設年度					
東部公民館		若葉町1丁目29番地21		1974					
西部公民館		上石原3丁目21番地6		1982					
北部公民館		柴崎2丁目5番地18		1988					
市民サービス・機能	設置目的根拠	<p>○社会教育法 第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○調布市公民館条例 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的を達成するため、調布市公民館を設置する。</p>							
	提供サービス	講演会、市民講座、学級、文化教室、展示会、フェスティバル等各種事業の実施、市民団体・サークル活動に対する支援、学習室等の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	◎	△	◎	△	△		○	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①	

(3) 中央図書館

N o 4 9

施設名称		所在地		建設年度					
中央図書館		小島町2丁目33番地1		1994					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○図書館法 第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。 ○調布市立図書館条例 第1条 市民の学習及び多様な文化活動に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定により、調布市立図書館を設置する。							
	提供サービス	多様な資料・情報の収集・整理・提供・保存，調査支援，子どもへのサービス，ハンディキャップサービス，地域情報化拠点としての図書館活動，図書館ボランティア事業，市政情報の提供，読書推進活動，分館サービスのバックアップ							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	窓口機能	○	○	○	○	↗	→	→	↘
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	△	◎	◎	◎		◎	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全・改修について、整備手法も含め検討する。 【方針②】 ・業務プロセスの分析を踏まえ、民間活力の活用やICT等の活用を検討する。【方針③】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	Ⅱ期	Ⅲ期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	②	①			

(4) 図書館分館等

No.50

施設名称		所在地		建設年度					
図書館国領分館		国領町3丁目12番地1		1968					
図書館調和分館		西つつじヶ丘4丁目22番地6		2002					
図書館深大寺分館		深大寺北町5丁目17番地3		2010					
図書館神代分館		西つつじヶ丘1丁目40番地5		1970					
図書館宮の下分館		上石原3丁目34番地10		1971					
図書館緑ヶ丘分館		緑ヶ丘2丁目25番地 都営仙川アパート内		1973					
図書館富士見分館		富士見町2丁目3番地26		1973					
図書館若葉分館		若葉町3丁目16番地13		1974					
図書館染地分館		染地3丁目3番地1		1980					
図書館佐須分館		佐須町4丁目42番地2		1981					
図書館高架下資料保存庫		上石原2丁目7番地6		1984					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市立図書館条例 第1条 市民の学習及び多様な文化活動に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定により、調布市立図書館を設置する。							
	提供 サービス	多様な資料・情報の収集・整理・提供、調査支援、子どもへのサービス、ハンディキャップサービス、地域情報化拠点としての図書館活動、図書館ボランティア事業、市政情報の提供、読書推進活動							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	窓口機能	○	○	○	○	↗	→	→	↘
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
居場所機能	△	△	○	△	→	↗	↗	↗	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	△	△	○	◎	◎		◎	
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺小中学校における校舎等の増改築・改修の際には、総合管理計画に基づき、図書館分館の機能移転を検討する。【方針①】 ・保育園と複合化している施設については、複合化の解消と併せて地域の実情を踏まえた機能移転を検討する。【方針①】 ・業務プロセスの分析を踏まえ、民間活力の活用やICT等の活用を検討する。【方針③】 <p>【再掲 保育園見直しの方向性 35頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公私連携型保育所制度を導入した場合、運営費補助のほか、老朽化に関する大規模改修や改築について、条件により国・都の補助金を確保できる場合がある。そのため、他の公共施設と複合化している園については、施設ごとの実情を踏まえた中で、必要に応じて他機能の移転による保育園の単独施設化を検討する。【方針①②③】 								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ③		① ③		① ③	

(5) ユーフォープレイルーム

No.51

施設名称		所在地		建設年度					
ユーフォープレイルーム（第一小）		小島町1丁目8番地1		2010					
ユーフォープレイルーム（第二小）		国領町4丁目19番地45		2007					
ユーフォープレイルーム（第三小）		上石原2丁目19番地13		2004					
ユーフォープレイルーム（八雲台小）		八雲台1丁目1番地1		2008					
ユーフォープレイルーム（富士見台小）		小島町3丁目20番地1		1974					
ユーフォープレイルーム（滝坂小）		東つつじヶ丘1丁目4番地1		1965					
ユーフォープレイルーム（深大寺小）		深大寺元町5丁目16番地21		2007					
ユーフォープレイルーム（上ノ原小）		柴崎2丁目26番地1		2005					
ユーフォープレイルーム（石原小）		富士見町1丁目37番地1		1971					
ユーフォープレイルーム（若葉小）		若葉町3丁目17番地5		1959					
ユーフォープレイルーム（緑ヶ丘小）		緑ヶ丘2丁目16番地1		1965					
ユーフォープレイルーム（染地小）		染地3丁目1番地81		1966					
ユーフォープレイルーム（北ノ台小）		深大寺北町2丁目41番地1		2012					
ユーフォープレイルーム（多摩川小）		多摩川3丁目21番地1		1970					
ユーフォープレイルーム（杉森小）		染地2丁目25番地4		1972					
ユーフォープレイルーム（飛田給小）		飛田給3丁目29番地1		2011					
ユーフォープレイルーム（柏野小）		深大寺南町1丁目1番地1		1978					
ユーフォープレイルーム（国領小）		国領町8丁目1番地86		2009					
ユーフォープレイルーム（布田小）		染地1丁目1番地85		1981					
ユーフォープレイルーム（調和小）		西つつじヶ丘4丁目22番地6		2013					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○市立小学校の児童に対し、放課後の学校施設を利用して安全な遊び場・居場所を提供し、異なる年齢の児童間の交流を図り、遊びを通して社会性や創造性を養うことを目的とする。							
	提供サービス	安全な遊び場・居場所の提供							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	居場所機能	△	△	○	△	→	↑	↑	↑
	健全育成機能	○	△	○	△	↑	↑	↑	→
交流機能	△	△	○	△	→	→	↑	↑	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	◎	◎	◎	◎		-	
見直しの方向性	・小学校施設における取組と併せて、適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ②※		① ②※		① ②※	

※②改善については、学校施設における取組と連動

(6) その他の社会教育施設

N o 5 2

施設名称		所在地		建設年度					
青少年交流館		飛田給1丁目52番地1		2002					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市青少年交流館条例 第1条 青少年が同世代相互及び世代を超えた交流をとおり、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図ることを目的として、調布市青少年交流館を調布市飛田給1丁目52番地1に設置する。							
	提供サービス	青少年の安全な居場所の提供及び活動のサポート（パソコン設置、専門嘱託員配置あり）							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	居場所機能	△	△	○	△	→	↑	↑	↑
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
	交流機能	△	△	○	△	→	→	↑	↑
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	△	○	△	△		△	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

N o 5 3

施設名称		所在地		建設年度					
八ヶ岳少年自然の家		山梨県北杜市高根町清里3545番地1		1983					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市八ヶ岳少年自然の家条例 第1条 恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をとおりして少年の心身の健全な育成を図るため、調布市八ヶ岳少年自然の家を山梨県北杜市高根町大字清里字念場原3545番地1に設置する。							
	提供サービス	宿泊及び宿泊客への体育館、研修室の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	宿泊機能	○	△	○	△	↓	↓	↓	↓
	健全育成機能	○	△	○	△	↑	↑	↑	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	○	△	△		△	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

N o 5 4

施設名称		所在地		建設年度					
多摩川自然情報館		染地3丁目8番地26		1993					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市多摩川自然情報館条例 第1条 多摩川の自然を中心とした環境に関する情報を発信するとともに市民に環境学習の機会を提供することにより、環境に関する市民活動の活性化及び学習の推進並びに人材の育成を図り、もって生物の多様性その他の環境の保全に寄与するため、調布市多摩川自然情報館を調布市染地3丁目8番地26に設置する。							
	提供サービス	多摩川を中心とした市内の自然環境を学べる展示の実施。自然環境などが学べるイベントの開催、学習室の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	○	△	△		△	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

N o 5 5

施設名称		所在地		建設年度					
佐須農の家		佐須町5丁目5番地1		2016					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市佐須農の家条例 第1条 深大寺・佐須地域などで見受けられる都市部においては貴重な里山等の環境を保全する活動並びにその歴史及び文化を広める活動を支援するため、調布市佐須農の家を調布市佐須町5丁目5番地1に設置する。							
	提供サービス	環境活動室、会議室の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	△	△	○	△	-		-	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

第12節 体育施設

(1) 体育館

N o 5 6

施設名称		所在地		建設年度					
総合体育館		深大寺北町2丁目1番地65		1985					
市民サービス・機能	設置目的根拠	<p>○調布市総合体育館条例 第1条 市民の体育，スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り，健康で文化的な生活の向上に寄与するため，調布市総合体育館（以下「体育館」という。）を東京都立神代植物公園内の調布市深大寺北町2丁目1番地65に設置する。 第3条 体育館は，第1条の目的を達成するため，次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 体育，スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育，スポーツ及びレクリエーションに係る調査研究，資料の提供及び相談に関すること。 (3) 体育館の使用に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業。</p>							
	提供サービス	大体育室1室，小体育室1室，会議室2室，屋内プール，トレーニング室1室の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	屋内運動機能	△	△	○	△	→	→	→	↓
	健康づくり機能	△	△	○	○	→	↑	↑	↑
	事務所機能	○	○	○	○	↑	↑	→	↓
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	I期	◎	△	◎	◎	○		○	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた施設の計画的な維持保全・改修について，整備手法も含め検討する。 【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
			②	①	①				

N o 5 7

施設名称		所在地		建設年度						
総合体育館第2 駐車場		深大寺元町5 丁目 29 番地 1		—						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	総合体育館利用者の駐車場の確保								
	提供サービス	駐車場（50 台分）								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT 等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～			
	駐車場機能	○	△	○	○	→	→	↘	↘	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 ～の影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	○	△	△	△	—		—		
見直しの方向性	・適切な管理を行う。【方針②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転			I 期	II 期	III 期				
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①				

N o 5 8

施設名称		所在地		建設年度						
西調布体育館		上石原2 丁目 4 番地 1		1983						
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市民体育施設条例 第1条 この条例は、市民の体育、レクリエーションその他社会体育の振興を図るため必要な施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。								
	提供サービス	体育室2 室，ミーティングルーム1 室の貸出								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT 等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向				
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～			
	屋内運動機能	△	△	○	△	→	→	→	↘	
	貸室機能	△	△	○	△	↘	↘	↘	↘	
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 ～の影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	◎	△	○	△	○		○		
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】									
	①当面維持 ②改善 ③移転			I 期	II 期	III 期				
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①				

施設名称		所在地		建設年度					
市民大町スポーツ施設		菊野台3丁目27番地40		1976					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市民体育施設条例 第1条 この条例は、市民の体育、レクリエーションその他社会体育の振興を図るため必要な施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。							
	提供サービス	大運動場，小運動場，体育館1館，会議室の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	屋内運動機能	△	△	○	△	→	→	→	↓
	健康づくり 機能	△	△	○	○	→	↑	↑	↑
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→
貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	△	○	△	○		—	
見直しの 方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(2) 屋外運動施設

N o 6 0

施設名称		所在地		建設年度						
市民プール		染地2丁目43番地1		1988						
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市民体育施設条例 第1条 この条例は、市民の体育、レクリエーションその他社会体育の振興を図るため必要な施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。								
	提供サービス	プール（屋外施設）の貸出（7/10～9/10） 25mプール，50mプール，変形プール，幼児プール ※プール開設期間以外（10月～5月）は，ロッカー室を体育施設として貸出し，会議室1室								
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向				
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～	
	屋外運動機能	△	△	○	△	→	→	→	↓	
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→	
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)		
	Ⅱ期以降	◎	△	○	△	○		○		
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】 ・施設の計画的な維持保全を実施しながら，将来的な在り方や方向性について多角的に検討する。【方針①】 									
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期		
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ⑥		① Ⅰ期⑥に基づく方向性				

施設名称		所在地		建設年度					
市民野球場		染地2丁目43番地1		—					
市民西町野球場・少年野球場		西町290番地3		2010					
市民西町サッカー場		西町290番地3		2011					
市民多摩川テニスコート		染地2丁目43番地1		1979					
市民深大寺テニスコート		深大寺北町4丁目4番地3		2005					
市民緑ヶ丘テニスコート		緑ヶ丘2丁目63番地1		1993					
緑ヶ丘なかよし広場		緑ヶ丘2丁目63番地1		—					
調布基地跡地運動広場		西町290番地3他		—					
調布基地跡地東側駐車場		西町290番地3のうち		—					
多摩川児童公園内運動施設		多摩川3丁目75番地先		—					
緑ヶ丘ゲートボール場		緑ヶ丘2丁目64番地1		—					
富士見町ゲートボール場		富士見町3丁目4番地		—					
つつじヶ丘ゲートボール場 ※平成30年4月末廃止		東つつじヶ丘2丁目33番地5		—					
東つつじヶ丘ゲートボール場		東つつじヶ丘3丁目19番地1		—					
北部ゲートボール場		深大寺北町4丁目4番地3		—					
南部ゲートボール場		染地2丁目43番地1		—					
染地ゲートボール場		染地3丁目1番地816		—					
西調布ゲートボール場		上石原2丁目4番地1		—					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市民体育施設条例 第1条 この条例は、市民の体育、レクリエーションその他社会体育の振興を図るため必要な施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。							
	提供サービス	屋外運動施設等の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	屋外運動機能	△	△	○	△	→	→	→	↘
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	△	○	△	○		△	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	Ⅱ期	Ⅲ期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(3) 学校の体育施設（学校使用时以外の一般使用）

№62

施設名称		所在地		建設年度					
調和小学校プール		西つつじヶ丘4丁目22番地6		2002					
調布中学校弓道場		富士見町4丁目17番地1		1999					
調布中学校テニスコート		富士見町4丁目17番地1		—					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例第1条 この条例は、調布市立学校の施設を学校の教育活動で使用しないときに市民の使用に供することにより、その効率的活用を図り、もって市民の生涯学習の振興及び健康の増進に寄与することを目的とする。							
	提供 サービス	【調和小学校プール】 屋内プール（25mプール、幼児プール1つ）等の貸出 【調布中学校弓道場】 弓道場（射場5人立ち）の貸出 【調布中学校テニスコート】 テニスコート（砂入り人工芝、3面）の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	屋内運動機能	△	△	○	△	→	→	→	↘
屋外運動機能	△	△	○	△	→	→	→	↘	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	△	○	△	○		—	
見直しの 方向性	・学校施設における取組と併せて、適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ②※		① ②※		① ②※	

※②改善については、学校施設における取組と連動

第13節 防災施設

(1) 消防団機械器具置場

N o 6 3

施設名称		所在地		建設年度					
消防団第1分団機械器具置場		飛田給1丁目38番地2		1984					
消防団第2分団機械器具置場		上石原1丁目28番地3		2005					
消防団第3分団機械器具置場		下石原1丁目55番地9		1982					
消防団第4分団機械器具置場		小島町1丁目13番地14		1997					
消防団第5分団機械器具置場		布田3丁目4番地7		2007					
消防団第6分団機械器具置場		国領町1丁目8番地16		1998					
消防団第7分団機械器具置場		国領町4丁目17番地13		1985					
消防団第8分団機械器具置場		多摩川5丁目37番地1		2003					
消防団第9分団機械器具置場		佐須町1丁目13番地7		1987					
消防団第10分団機械器具置場		柴崎1丁目6番地2		1985					
消防団第11分団機械器具置場		西つつじヶ丘2丁目3番地32		1983					
消防団第12分団機械器具置場		入間町2丁目30番地15		2001					
消防団第13分団機械器具置場		仙川町3丁目3番地38		1986					
消防団第14分団機械器具置場		深大寺東町5丁目9番地1		1984					
消防団第15分団機械器具置場		深大寺北町1丁目1番地4		1982					
市民サービス・機能	設置目的根拠	火災・災害時における消防団の活動拠点の確保							
	提供サービス	火災・災害時における消防団の活動拠点							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	防災機能	○	○	△	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	◎	◎	◎	○	◎		—	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施するとともに、必要に応じた建替えを行う。 【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		① ②		① ②	

(2) 被災者一時宿泊施設大型備蓄倉庫

No 64

施設名称		所在地				建設年度			
被災者一時宿泊施設大型備蓄倉庫		染地2丁目8番地1				1996			
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市被災者一時宿泊所条例 第1条 火災、台風等の災害により住宅を失った者の一時的な宿泊場所に充てるため、調布市被災者一時宿泊所を調布市染地2丁目8番地1に設置する。							
	提供サービス	一時的な宿泊							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	防災倉庫機能	○	○	△	△	→	→	→	→
	防災宿泊機能	○	○	○	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	◎	○	○	◎		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】 ・防災宿泊機能（一時的な宿泊）について、空き家の活用など代替手段の活用余地を検討する。【方針①】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ⑥		① I期⑥に基づく方向性			

(3) 防災備蓄倉庫

No 65

施設名称		所在地				建設年度			
大町防災倉庫		菊野台3丁目27番地4				2008			
小島町防災倉庫		小島町3丁目98番地5				2016			
市民サービス・機能	設置目的根拠	災害時における避難者等に提供する備蓄品の保管場所の確保							
	提供サービス	災害時における避難者等に提供する備蓄品の保管							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	防災倉庫機能	○	○	△	△	→	→	→	→
	防災宿泊機能	○	○	○	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	◎	◎	○	○	◎		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期		II期		III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①	

(4) 災害対策用資材倉庫

N o 6 6

施設名称		所在地		建設年度					
多摩川災害対策用資材倉庫		染地2丁目51番地		1982					
富士見町災害対策用資材倉庫		富士見町3丁目2番地15		1982					
市民サービス・機能	設置目的根拠	災害時に使用する資機材の保管場所の確保							
	提供サービス	災害時に使用する資機材の保管							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	防災倉庫機能	○	○	△	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	○	○	○	◎		-	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
			①	①	①				

第14節 交通安全施設

(1) 自転車等駐車場

No. 67

施設名称	所在地	建設年度
飛田給北自転車駐車場	飛田給1丁目41番地1	1999
飛田給南自転車等駐車場	飛田給2丁目21番地3	—
西調布南第1自転車等駐車場	上石原2丁目31番地2	—
西調布南第2自転車駐車場	上石原2丁目32番地2	—
西調布南第3自転車等駐車場	上石原2丁目29番地4	—
西調布駅北自転車等駐車場	富士見町1丁目1番地	—
調布駅東自転車等駐車場 ※平成30年度廃止予定	布田3丁目4番地1	—
調布西第1路上自転車駐車場	小島町2丁目62番地32	2016
調布駅西第2自転車等駐車場※平成30年6月末廃止	小島町1丁目30番地2	—
調布西オートバイ駐車場	小島町2丁目27番地4	—
調布南第1自転車駐車場	布田4丁目17番地10	2015
調布南代替自転車駐車場	布田4丁目3番地1	—
調布南オートバイ駐車場	小島町2丁目32番地7	—
調布駅北第1自転車駐車場	布田1丁目28番地3	2014
調布駅北第2自転車駐車場	小島町1丁目11番地31	2012
布田東路上自転車等駐車場	国領町5丁目68番地23	2017
国領東路上自転車等駐車場	国領町3丁目11番地68	2016
国領西自転車等駐車場	国領町1丁目44番地38	—
国領北自転車駐車場	国領町2丁目16番地22	—
京王多摩川東自転車駐車場※平成30年9月末廃止	多摩川5丁目8番地14	—
京王多摩川東オートバイ駐車場	多摩川5丁目8番地22	—
京王多摩川自転車等駐車場	多摩川5丁目38番地5, 6	2002
柴崎東自転車駐車場	菊野台1丁目22番地3	—
柴崎南自転車等駐車場	菊野台2丁目27番地14	—
柴崎南第2自転車駐車場	菊野台2丁目29番地7	—
つつじヶ丘東自転車等駐車場	東つつじヶ丘2丁目25番地43	—
つつじヶ丘駅西第1自転車等駐車場	西つつじヶ丘3丁目12番地12	—
つつじヶ丘西第2自転車駐車場	西つつじヶ丘3丁目14番地4	—
つつじヶ丘駅西第3自転車等駐車場	菊野台3丁目21番地25	—
つつじヶ丘南自転車駐車場	東つつじヶ丘2丁目28番地26	—
つつじヶ丘南第2自転車等駐車場	東つつじヶ丘2丁目1番地26	—
つつじヶ丘南代替自転車駐車場 ※平成30年度末廃止予定	東つつじヶ丘2丁目4番地1	—
つつじヶ丘北自転車駐車場	西つつじヶ丘3丁目37番地6	—
つつじヶ丘北第2自転車駐車場	西つつじヶ丘2丁目14番地2	—
つつじヶ丘北第3自転車駐車場	西つつじヶ丘2丁目15番地22	—
つつじヶ丘北第4自転車駐車場	西つつじヶ丘3丁目29番地19	—
つつじヶ丘駅北暫定自転車駐車場	西つつじヶ丘2丁目3番地16	—
仙川駅東自転車等駐車場	仙川町1丁目44番地1	2006
仙川南自転車駐車場	仙川町1丁目20番地17	—
仙川南第2自転車駐車場	仙川町1丁目50番地2 ブロードスクエア仙川1F	—
仙川北自転車駐車場	仙川町3丁目3番地45	—

市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 第1条 自転車等の利用者の駐車の利便及び適切な駐車環境等の整備に資するため、調布市立自転車等駐車場を設置する。							
	提供サービス	有料（定期利用，一時利用）自転車等駐車場 無料自転車等駐車場							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	駐輪場機能	△	△	○	○	↑	↑	→	↓
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	◎	◎	◎	◎		◎	
見直しの方向性	・需要に応じた自転車等駐車場を供給できるよう，適正な配置について検討，推進する。 【方針①】 ・引き続き，自転車等駐車場の整備・有料化を推進する。【方針②③】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ② ⑥		① ② ⑥		① ② ⑥	

(2) その他の交通安全施設

N o 6 8

施設名称		所在地		建設年度					
上石原自転車等保管所		上石原2丁目7番地6		—					
つつじヶ丘自転車等保管所		菊野台3丁目21番地25		—					
富士見町自転車等保管所		富士見町3丁目2番地		—					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例 第1条 この条例は，自転車に係る道路交通環境の整備，自転車の安全利用の促進，自転車等の駐車対策を総合的に推進することにより，市民の利便の増進及び安全の確保を図るとともに，道路等の公共の用に供される場所の機能の低下を防止し，もって快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。							
	提供サービス	撤去した放置自転車の保管・返還							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	自転車保管機能	○	○	○	○	↑	↓	↓	↓
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	◎	◎	△	—		—	
見直しの方向性	・適切な維持管理を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①	

N o 6 9

施設名称		所在地		建設年度			
子ども交通教室		深大寺元町1丁目30番地1		1998			
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市子ども交通教室条例 第1条 幼児，児童及び生徒の自転車の安全な利用を促すことにより，その健全な育成を図るとともに広く市民の交通道徳を高めるため，調布市子ども交通教室を調布市深大寺元町1丁目30番地1に設置する。					
	提供サービス	交通安全指導					
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向	
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
健全育成機能		○	△	○	△	↑	↑
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)	
	II期以降	△	△	○	△	-	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】						
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①	

N o 7 0

施設名称		所在地		建設年度			
国領駅南口市営駐車場		国領町3丁目1番地38		2001			
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市市営駐車場の設置及び管理に関する条例 第1条 市街地における駐車場を確保し，市民の利便に資するため，駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場として，調布市市営駐車場を設置する。					
	提供サービス	駐車場の貸出（時間貸し・定期貸し）					
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向	
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性	過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
駐車場機能		○	△	○	○	→	→
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識 (優先取組施設)	
	II期以降	△	△	△	△	◎	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】						
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①	

第15節 その他の施設

(1) 市民プラザあくるす

No.71

施設名称		所在地		建設年度					
市民プラザあくるす(貸館)		国領町2丁目5番地15		2004					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市市民プラザあくるす条例 第1条 多様な市民の活動を支援するための拠点として調布市市民プラザあくるすを調布市国領町2丁目5番地15に設置する。							
	提供サービス	ホール、会議室等の貸出							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	△	○	△	-		◎	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①	

施設名称		所在地		建設年度					
市民プラザあくろす 男女共同参画推進センター		国領町2丁目5番地15		2004					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市市民プラザあくろす条例 第2条 あくろすは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。 (2) 男女共同参画推進センター (事業) 第3条 あくろすは、次の各号に掲げる事業を行う。 (2) 男女共同参画推進センターにおける次に掲げること。 ア 男女共同参画社会の形成に向けた学習機会及び情報の提供 イ 男女共同参画を推進する市民活動及び市民間交流の支援							
	提供サービス	男女共同参画社会形成推進のための講座・講演会、女性のための相談事業の実施							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	事務所機能	○	○	○	○	↗	↗	→	↘
	社会教育機能	○	○	△	○	→	→	→	→
	相談機能	○	○	○	○	↗	↗	↗	→
居場所機能	△	△	○	△	→	↗	↗	↗	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	○	○	◎	△	—		◎	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

施設名称		所在地		建設年度					
市民プラザあくろす 産業労働支援センター		国領町2丁目5番地15		2004					
市民サービス・機能	設置目的根拠	○調布市市民プラザあくろす条例 第2条 あくろすは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。 (3) 産業労働支援センター (事業) 第3条 あくろすは、次の各号に掲げる事業を行う。 (3) 産業労働支援センターにおける次に掲げること。 ア 創業者の育成及び支援 イ 中小企業者又は小規模企業者の経営課題の解決 ウ 若者の職業的自立支援を含む雇用及び就労の支援							
	提供サービス	創業相談・経営相談・創業経営セミナー開催・スモールオフィス入居者審査・創業チャレンジ支援事業の対象事業者審査							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	事務所機能	○	○	○	○	↑	↑	→	↓
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→
	貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	○	◎	△	-		◎	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			Ⅰ期		Ⅱ期		Ⅲ期	
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①		①		①	

施設名称		所在地		建設年度					
市民プラザあくろす 市民活動支援センター		国領町2丁目5番地15		2004					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市市民プラザあくろす条例 第2条 あくろすは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。 (1) 市民活動支援センター (事業) 第3条 あくろすは、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 市民活動支援センターにおける次に掲げること。 ア 多世代で多様な市民活動の育成及び支援 イ 市民活動に関する情報の収集及び提供 ウ 市民活動を行う市民、市内で活動する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等の交流							
	提供サービス	市民活動団体の設立・運営支援（相談、コーディネート、スペース・備品提供、講座開催など）							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	相談機能	○	○	○	○	↑	↑	↑	→
貸室機能	△	△	○	△	↓	↓	↓	↓	
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	II期以降	○	○	◎	△	—		◎	
見直しの 方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(2) 第七中学校不登校特例校分教室「はしうち教室」・適応指導教室「太陽の子」

N o 7 5

施設名称		所在地				建設年度			
第七中学校不登校特例校分教室「はしうち教室」・ 適応指導教室「太陽の子」		菊野台3丁目27番地38 ※太陽の子は、現在（H30.12時点）は 教育会館に仮移転				2008			
市民サービス・機能	設置目的 根拠	心理的要因等により不登校の状態にある児童・生徒に対し、原籍校への復帰が困難な生徒に対する教育の場である分教室及び原籍校復帰に向けた指導等を行うための適応指導教室（太陽の子）							
	提供 サービス	小集団での学習・活動等を通じて、対人関係能力の伸長や自立への援助のための集団適応指導の実施							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	学校教育機能	○	○	△	○	↑	↑	↑	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	◎	○	-		-	
見直しの方向性	・長寿命化に向けた適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I 期	II 期	III 期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(3) 仙川中継ポンプ場

N o 7 6

施設名称		所在地				建設年度			
仙川中継ポンプ場		仙川町3丁目5番地				-			
市民サービス・機能	設置目的 根拠	下水道事業の実施							
	提供 サービス	下水道事業							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政等が 主体で ある必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来 (中期) 2023~30	将来 (長期) 2031~
	インフラ機能	○	○	○	△	↑	↑	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 への影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	○	◎	◎	○	-		-	
見直しの方向性	・費用対効果を踏まえ、下水道管路の変更に伴う施設の在り方について検討する（圧送から自然流下への変更、要新規管路整備）。【方針①】								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I 期	II 期	III 期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			① ⑥	① I 期⑥に基づく方向性				

(4) 利再来留（リサイクル）館

N077

施設名称		所在地		建設年度					
利再来留（リサイクル）館		富士見町3丁目2番地1		—					
市民サービス・機能	設置目的 根拠	○調布市クリーンセンターの管理に関する規則 第3条2 調布市クリーンセンターが有する粗大ごみ再利用事業のうち軽微な修理・加工及び展示・販売の実施設備の名称及び位置は、次のとおりとする。 調布市利再来留館 調布市富士見町3丁目2番地1							
	提供 サービス	粗大再生品の展示及び売却，販売品の配送							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力 活用の視点 ○：高 △：中	ICT等 活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た 市民ニーズの傾向			
		行政関与の 必要性	行政関与の 必要性			過去 ～2012	現在 2013～22	将来 (中期) 2023～30	将来 (長期) 2031～
	展示機能	△	△	○	△	→	→	→	→
取組時期	取組時期	防災上の 位置付け	市民生活 ～の影響	計画上の 位置付け	緊急性 適時性	市民意識 (優先取組施設)		市民意識 (利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	△	○	◎	—		△	
見直しの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体について，民間活力を活用する。【方針③】 ・適切な維持保全を実施する。【方針②】 								
	①当面維持 ②改善 ③移転			I期	II期	III期			
	④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			①	①	①			

(5) 資材倉庫

No.78

施設名称		所在地		建設年度					
高架下資材倉庫		富士見町3丁目2番地15		1983					
多摩川倉庫		多摩川3丁目44番地15		2003					
都市整備部倉庫		小島町3丁目61番地7		1963					
市民サービス・機能	設置目的根拠	管理用資材等の保管場所の確保							
	提供サービス	管理用資材等の保管							
機能の整理	機能	市民サービス提供の視点 ○：高 △：中		民間活力活用の視点 ○：高 △：中	ICT等活用の視点 ○：高 △：中	市全体で見た市民ニーズの傾向			
		行政関与の必要性	行政等が主体である必要性			過去 ~2012	現在 2013~22	将来(中期) 2023~30	将来(長期) 2031~
	倉庫機能	△	△	○	△	↗	→	↘	↘
取組時期	取組時期	防災上の位置付け	市民生活への影響	計画上の位置付け	緊急性適時性	市民意識(優先取組施設)		市民意識(利用状況)	
	Ⅱ期以降	△	○	○	○	◎		-	
見直しの方向性	・適切な維持保全を実施する。【方針②】								
	①当面維持 ②改善 ③移転 ④縮小 ⑤廃止 ⑥継続して検討			I期	II期	III期			
			①	①	①				